

第4章 基本目標に対する現状と課題、施策等

～基本目標1「市民参加」～

基本項目①啓発と組織の充実

(1) 広報、啓発活動の推進

<現状と課題>

現在、情報提供が必要な場合は随時、市の広報紙「広報なんこく」やホームページに情報を掲載しています。また、南国市社会福祉協議会発行の「社協だより」では、障害者に関するさまざまな取り組み等も掲載されています。また、市内のバリアフリー対応施設（障害者用トイレ設置状況等）を記載した「ハートフルマップ」を作成し、関係窓口等で配布するなどの取り組みもおこなってきました。しかし、掲載内容は平成14年3月31日現在のものであるため、情報を更新した新たなマップを作ってほしいとの要望があります。

障害者を対象としたニーズ調査におきましても、各種制度などさまざまな情報を広報等に掲載してほしいという意見が多く、障害者施策を広く理解していただくためには、広報、啓発活動が重要となってくると考えられます。現在ではインターネットの普及が進んでいることもあり、ホームページも有効に活用していく必要があります。また、ニーズ調査の「南国市障害福祉計画、南国市障害者計画（なんこくフライト・プラン）を知っていますか？」との問いには、ほとんどの方が「知らない」または「名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」という回答でした。南国市における障害者施策のあり方を知っていただき、全市民が協力して障害者にやさしい南国市を築いていくためにも、本計画の周知を進めていくことが必要といえます。

<施策等>

- 「広報なんこく」に障害者コーナーを設置して本計画に関する情報等を掲載し、計画されている施策の内容や進捗状況、また、各種制度などの情報提供を行います（平成22年度から、2か月に1回程度）。また、本計画をホームページで閲覧できるようにしたり、本計画について要約した内容を記載したチラシを全戸配布したり（平成22年度）するなど、情報提供の充実を図ります。
- 市内のバリアフリー対応施設や相談機関などを記載した「ハートフルマップ」を新たに作成します（平成22年度）。そのマップを活用して、バリアフリー施設の周知や民間施設へのバリアフリー化の啓発を行います。
- 啓発用パンフレットや、関連イベントなどのお知らせ等がある場合、さまざまな機会を通して配布・広報するように努めます。
- 各機関の相談窓口等で、障害に対する理解と正しい情報・知識の提供や市民一人ひとりの心身の健康につながる支援、普及啓発などをより一層取り組んでいきます。

（２）交流事業の推進

＜現状と課題＞

現在「なんこくボランティア DAY」や「土佐のまほろば祭り」などのイベントを毎年開催しています。「なんこくボランティア DAY」ではボランティア活動の啓発に取り組んでいます。また、「土佐のまほろば祭り」においても、障害者施設利用者の方や在住外国人の方などにも出店をしていただくなど、さまざまな方々の交流の場となっています。多くの方が参加しやすいイベントにするためには日程調整や広報活動等さまざまな取り組みをおこなう必要があります。今後もさまざまな形で交流活動を推進していきます。

＜施策等＞

- 「土佐のまほろば祭り」では今後も新たな団体などにも呼びかけを行い、交流拡大を図ります。また、障害がある方でも参加しやすい祭りとなるように努めます。
- 「なんこくボランティア DAY」の広報活動等に力を入れ、より多くの方に参加いただき、障害者との交流ができる場として発展・拡大をさせていきます。
- さまざまな施設・団体がおこなっているイベント等の開催を支援し、それらへの積極的な参加を呼び掛け、交流活動を推進します。

（３）ボランティアの育成活動の推進

＜現状と課題＞

南国市社会福祉協議会や保健福祉センター等でさまざまなボランティアの育成活動を行ってきました。そのような活動に参加していただいた方は、現在もいろいろなボランティア活動に参加していただいています。しかし、障害のある方に寄り添うことができる地域住民のさらなる有志は、今もなお求められています。今後は、ボランティア活動に対する理解と参加を得られるような活動をさらに推進していくとともに、それぞれの活動の連携を強めていく必要があります。

＜施策等＞

- 南国市社会福祉協議会で開催しているボランティア育成講座（月１回開催）や福祉入門教室（毎年夏に開催）を市内福祉施設やボランティア団体との連携により、内容の充実発展を図ります。
- 学生などにもより身近にボランティアを感じていただく機会として「なんこくボランティア DAY」の際には、さまざまな協力を求めています。
- 現在市内１幼稚園、１３小学校、４中学校、４高校、１分校を福祉活動推進校に指定しています。今後も、ノーマライゼーションの理念を啓発し、ボランティア活動が日常化するように、福祉教育の充実を図ります。

- 地域福祉コーディネーター（※7）によりボランティア活動の情報提供を行います。
また、環境整備を図り、企業ボランティアの活性化に向けて個別企業、商工会等との連携を強化します。
- 学校や地域に出向き、車椅子体験学習などを通じて障害への理解を深めてもらい、ボランティア活動へつながるように取り組みます（年間のべ40～50回）。
- 障害者への理解を深めるためのボランティア講座を3障害（身体・知的・精神）を含んだ位置づけで開催することで、多くのボランティアを養成します。
- ＊手話通訳者派遣の見込み数：10人（平成23年度）
（＊第2期南国市障害福祉計画より抜粋）
→ニーズに対応して、手話奉仕員養成研修を香南市、香美市と共に広域で開催します。

基本項目②総合化の推進

（1）障害者施策の推進

<現状と課題>

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、また、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的として、平成20年度に南国市障害者自立支援協議会が設置されました。また、第3次南国市総合計画（平成18年度～27年度）の中にも障害者施策を盛り込んでおり、ノーマライゼーション化の推進等を掲げています。それらを踏まえて、施策を積極的に推進していく必要があります。

<施策等>

- 南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認して、今後の課題を検証していくことにより、障害者施策の推進を着実にこなしていけるようにします。
- 南国市障害者自立支援協議会や相談支援事業等を通じて、障害者のニーズを汲み取り、施策に反映できるようにしていきます。

※7 地域福祉コーディネーター【ちいきふくしこーでいねーたー】

地域福祉、保健、医療などにかかわる施設、関係機関、団体の調整や連携などの業務をおこなう人。社会福祉士の資格または社会福祉主事の任用資格を有し、業務経験のある者が任用されている

（２）各種施策との連携

＜現状と課題＞

保健、医療、福祉、教育等広範な分野にわたり、それぞれの施策との連携をしてきました。また、本市では各分野においてさまざまな計画を策定しており、それらと本計画との整合性を図っていく必要があります。今後は、南国市障害者自立支援協議会などを活用し、さらに連携を強化していく必要があります。

＜施策等＞

- 各分野の代表者が集まる南国市障害者自立支援協議会などで意見交換を行うなど、保健、医療、福祉、教育等さまざまな分野と連携を図り、本計画や施策等を推進します。
- 各種施設や団体等とも情報交換や、交流の場を設け、福祉サービスの向上などにつなげていきます。
- 子育て支援の施策と連携して、保育等の充実をおこなうなど、施設職員が働きやすい環境づくりを進めます。

（３）民間福祉サービスの振興

＜現状と課題＞

近年では、障害者のニーズの多様化や度重なる制度の改正等があり、実際にサービスを提供する民間福祉施設の役割は一層重要となってきています。各施設のサービスの充実への支援となる取り組みを進めていく必要があります。

＜施策等＞

- 各種施設と協力し、民間福祉サービスの振興を支援していくことで福祉サービスの充実につなげていきます。
- 各施設利用希望者のニーズに応じた情報提供や、苦情などへの適切な対応ができるような体制を整えます。

～基本目標 2 「安心と安全の確保」～

基本項目①保健・医療・支援活動の充実

(1) 障害の予防、早期発見、保健活動

<現状と課題>

障害があってもなくても自分たちの住み慣れた地域で、住民の一人ひとりが自分らしく生きることができるために、それぞれの障害を相互理解し、支え合うことができるような地域づくりを支援しています。疾病や障害の重症化を防止するには、早期発見、療育を進めていく必要があります。

また、国全体で、過去 11 年連続で自殺者が 3 万人は下らないといった実情があり、南国市においても、過去 10 年間の自殺者は、年間 10～20 人で推移しています。経済的な問題など、生きづらさの背景には解決の困難な事情もあると思われますが、できる限りの対策を行うことが必要と考えられます。

<施策等>

- 保健福祉センターでの母子健康手帳交付時の面接を出発点とし、妊娠期から始まる子育て支援を実施しています。妊婦の健康診査、親の育児不安の軽減・虐待予防の支援、また、親自身に心身不調や何らかの障害がある方への支援などを、今後も関係機関と連携を強化しながら行っていきます。
- 乳幼児への予防接種を通じて疾病の予防、健康診査により疾病等の早期発見に努めております。しかし、こどもによって発達・発育に個人差が大きく、乳幼児健診の場で、確実にすべてを判定するには困難な場合があります。日頃からこども達をみている小児科医・保育所・幼稚園等との連携体制の強化や、こどもの成長に心配を持つ親がもっと気軽に相談できるような体制づくりを進めていきます。
- 保健福祉センターで月 1 回「ミニデイケア」として、病気の予防・再発防止ならびに、心身のケアにつながる活動を行っています。今後も活動を継続していき、より良い家庭生活や社会生活を送ることができるよう、内容の充実を図っていきます。
- 自殺問題について、市民が、こころもからだも健康でいられるような相談・支援体制の整備を進めます。

（２） 障害のある方への支援

＜現状と課題＞

現在、障害のある方への支援となるさまざまな活動が行われており、障害者の社会参加の促進等につながっております。そのような活動の振興を図るとともに、医療機関等とも連携を図り、それぞれの障害に応じた適切な支援ができるようにすることが重要となってきます。

＜施策等＞

- 医療機関や福祉保健所など関係機関との連携を強化し、適切な医療を受けることができる体制や、社会復帰が円滑に進むような体制を充実させていきます。
- 障害者が相談をし、交流できる場所として、地域活動支援センター「南国」が設置されました。今後も、障害者が気軽に余暇を過ごすことのできる場所の整備を検討していきます。
- 身体障害者やボランティアの方でつくっている「南国市身体障害者協議会」、知的障害者を持つ家族等でつくっている「南国市手をつなぐ育成会」（共に南国市社会福祉協議会内に事務局があり、障害者福祉の増進を目的とし、交流活動などを行っています）などの障害者団体の活動充実や周知を支援していきます。
- 精神障害のある方やその家族とボランティアとで現在月１回「こだまの会（南国市こころの健康を考える会）」を開催しており、精神障害があってもなくても自分らしく暮らすために、座談会などの活動をしています。今後も活動を継続し、内容の充実や周知を図っていきます。
- 保健福祉センターで、障害のある方の家族支援のための「家族の集い」を現在年４回開催し、家族がお互いに気持ちを分かち合ったり、障害に関する勉強をしたりする活動をしています。今後も活動を継続し、開催回数を増やすなど、取り組みのさらなる充実を図っていきます。
- 難病患者の一般相談を福祉事務所や保健福祉センターでも受け付け、福祉保健所や関連機関との連携を強化し、難病患者への支援がスムーズに行えるようにしていきます。また、難病団体等とも協力し、支援を進めていきます。
- その他、障害のある方への支援につながる取り組みを、積極的に考案・実施していきます。

基本項目②教育の充実

(1) 就学前保育、教育の充実

<現状と課題>

市内各保育所（園）では、障害のある乳幼児についても受け入れを前提として、入所に向けた相談に応じています。また、障害の種別や程度に応じて、1日あるいは半日加配保育士（※8）等を配置して、障害のために保育所での生活に支障がでることのないように努めています。

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現するためには、教育の初期の段階において、共に出会い、ふれあい、交流を進めていく教育が必要です。共同生活や遊びを通してお互いが助け合い、思いやるところが育つ保育を行う必要があります。

<施策等>

- 障害のある乳幼児について、相談窓口の整備を進めるなど相談体制強化を行うとともに、保育希望者全員の受け入れを目標にして取り組んでいきます。
- 配置加配保育士等で、家庭や専門機関との連携を密にするなど、障害児保育の充実を進めていきます。
- 職員研修として、定期的に障害児に関する勉強会を開催しています。それらを通して、障害のある児童の理解を深め、より良い支援を実施できるように努めていきます。
- 民営化した保育所など、保育所ごとにサービスに違いが起これないように、指導や連携体制の充実を図ります。
- 障害児通園施設への通所を活用し、療育指導を進めていきます。また、障害児通園施設と児童デイサービス事業所、学校、保育所等との情報交換の場の整備を検討します。

(2) 学校教育の充実

<現状と課題>

就学前保育との取り組みをさらに発展させ、障害の実態や発達段階に応じた適切な教育が受けられる体制を整備するとともに、家庭や関係機関等と連携を密にしながら、個々の適切な支援を図るための特別支援教育の充実に努めています。

現在義務教育では、学年に関係なく同じ障害種別の児童8人までが学級を編成することとなっています。しかし、同じ障害でも、児童生徒一人一人の障害実態と発達段階に違いがあるため、一人の教員では、個々に応じたきめ細かい指導ができにくいという問題があります。また、障害のある子どもを幼児期から継続的、計画的に支援するために保育行政と教育行政の一元化を進めていくことも課題となっています。

※8 加配保育士【かはいまいくし】

障害のある子どもの安全の確保を第一の目的として、生活面や発達面の援助をするために配置される保育士。

<施策等>

- 家庭や幼稚園、保育所（園）との連携をさらに充実させ、個々の障害実態や発達段階に応じて、保育と学校との間で計画的に支援ができる体制づくりを進めます。
- 特別支援学校・特別支援学級と通常学級との交流を積極的に進めるなど、障害のある児童生徒の理解に努めます。
- 現在、年3回市内特別支援学級の児童生徒で交流会を開催しています。今後も、そのような交流の場を充実させて、親睦を深め、仲間づくりを行っていきけるよう支援していきます。
- 特別支援教育の充実と教員の資質・指導力の向上を目指し、関係機関等と連携を図りながら障害理解や指導方法の実践研究に努めます。
- 教職員研修の推進や個別の指導計画の作成を図りながら、障害のある児童生徒が、学校運営全体の中で組織的に教育・支援が受けられるよう取り組んでいきます。
- 就学指導を充実させるため、保育所（園）、幼稚園、保健師等との連絡会を開催します（平成22年度から）。
- 学校教育施設のバリアフリー化を進めます。
 - ・北陵中学校体育館の耐震化工事でスロープを設置（平成22年度）
 - ・香長中学校の校舎建て替えでエレベーター、身障者用トイレを設置（平成22年度）

（3）生涯学習の充実

<現状と課題>

障害者に対する正しい理解を得るためには、社会のあらゆる場所で、さまざまな年代の方への学習の機会を提供することが必要です。

現在、図書館や公民館などを増改築する際には、障害がある方でも利用可能なバリアフリー対応の施設となるようにしております。今後、そのような施設を有効に活用して、学習の機会を増やしていくことが課題となります。

<施策等>

- 障害者問題について、講演会や車椅子等体験学習など社会教育の様々な機会を通じて、市民の理解を深めていきます。
- 講演会など学習活動の際には、障害のある人もない人も同じように参加できる体制づくりを行います。
- 社会教育施設の増改築にあたっては、バリアフリー対応となるようにして、障害があっても気軽に利用できる施設づくりを継続していきます。
 - ・三和公民館のバリアフリー化（平成24年度）

基本項目③ 福祉サービスの充実

(1) 相談、サービス体制、情報提供の充実

<現状と課題>

平成 19 年度から地域活動支援センター「南国」に相談支援事業を委託し、福祉事務所、保健福祉センター等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。また福祉事務所の窓口で耳が不自由な方への対応として、ハンディタイプマイクレシーバー（耳にレシーバーをあてると会話が鮮明に聞こえる装置）を設置するなどして、適切に情報を伝えることができるように努めています。

ニーズ調査においては、時間に制約があることや、プライバシーが守られるか不安がある等の意見が多くありました。また、相談窓口がわからないとの意見もありました。現在、多様化する相談内容に対応するため、専門的な相談、総合的な相談体制の整備が図られつつありますが、相談を受ける方が、相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口の周知を進める必要があると考えられます。

<施策等>

- 地域活動支援センター「南国」での相談支援を充実・整備していくなど相談体制強化に努めます。また、相談窓口の周知徹底、対応する職員体制の整備等に取り組めます。
- 地域活動支援センター「南国」において、平日の日中活動や相談を行っていますが、休日のニーズも高いため、月に 1 度、休日の日中活動や相談を実施するなどの体制の検証を行います（平成 22 年度から）。
- 重度心身障害者を対象とした相談支援体制を増やします（平成 22 年度から「土佐希望の家」に委託予定）。
- 現在の相談支援体制を継続しつつ、相談支援に係る部署相互の連携と相談支援専門員の確保に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

<現状と課題>

障害者自立支援法施行後、サービスの利用状況や、今後の見込み量、目標などを定めた「南国市障害福祉計画」を作成し、サービスの充実を図っています。相談、聴き取り等を通じて障害者のニーズの抽出を行い、適切なサービスの供給ができる体制整備を進めることが今後の課題となります。

<施策等>

- ホームヘルプサービス事業については、福祉事務所で相談、聴き取り等を行う中で、重度の障害の方には、2人体制など、ニーズに合わせた対応を心がけています。今後は、事業所の格差是正などにも取り組み、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。
- 障害児の日中活動支援に関するアンケート調査(平成21年12月～22年1月に実施)の結果によると、長期休暇中(夏休み等)の預かりの要望が多数ありました。
 - 児童の長期休暇事業(夏休み等の一時預かり)を実施します(平成22年度)。
- 介護者の負担の軽減や緊急時に対応するため、ショートステイ事業の充実を図ります。
- 福祉施設入所者や入院中の精神障害者が、在宅でも安心して生活ができるように、体制整備や支援の充実、連携強化を図り、地域生活への移行を促進します。
- 難病患者に対して、日常生活用具給付事業等によりサービスの充実を図ります。
- デイサービス事業については、各事業所での自立支援法に基づく生活介護等サービスのほかに、日中一時支援事業として、市内事業所等を指定しています。
 - *児童デイサービスの利用者数見込み：8人(平成23年度末)
 - *日中一時支援事業の利用者数見込み：20人(平成23年度末)
 - (*それぞれ第2期南国市障害福祉計画より抜粋)
 - 児童デイサービス、児童の日中活動支援の事業所を整備(1か所)するなど、支援の充実に努めます。
- *グループホーム・ケアホームの利用者数見込み：37人(平成23年度末)
 - (*第2期南国市障害福祉計画より抜粋)
 - 南国市内でのグループホーム・ケアホームの新規設置を進めます(目標数値：平成26年度までに障害種別のニーズに合わせて3か所設置)。
 - グループホーム・ケアホームの体験利用ができる所が少ない状況なので、新規設置の場合は、体験利用ができる居室を含めるようにします。
- *第2期南国市障害福祉計画における目標数値等(抜粋)
 - ・施設入所から地域へ移行する人数(目標数値)：17人(平成23年度末)
 - ・入院から地域へ移行する精神障害者数(目標数値)：9人(平成23年度末)
 - ・地域活動支援センター事業の利用者数(目標数値)：25人(平成23年度)
 - ・福祉ホーム事業の利用者数見込み：10人、その受入先施設：4か所(平成23年度)

～基本目標 3 「自立支援」～

基本項目①生活支援の充実

(1) 関連制度の充実

<現状と課題>

障害者の自立を支援するため、年金や手当などのさまざまな制度が設けられています。手帳交付時などに各種制度について、説明をするようにしていますが、ニーズ調査において、制度について広報等に掲載してほしいという意見が多いことから、そのような要望に応えていく必要があります。また、『「日常生活自立支援事業（※9）」、「成年後見制度（※10）」、「生活福祉資金（※11）」を知っていますか?』という設問には、知っていると答えた方がそれぞれ約5%という結果でした。制度を知らないために利用ができないということがないように周知徹底を進めていく必要があります。

<施策等>

- 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」、「生活福祉資金」の内容を記載したチラシを全戸配布します（平成23年度）。また、窓口、広報、ホームページ等で各種制度の周知徹底を図ります。
- 「日常生活自立支援事業」を推進し、知的障害者や精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 「成年後見制度」については、市で、制度利用が困難な者を援助する要綱を定めております。制度周知を図っていくとともに、相談があった場合には、わかりやすい説明を心がけます。
- 「生活福祉資金」の活用について、社会福祉協議会、民生・児童委員（※12）等と連携を深め、制度の周知と適切な利用支援を進めていきます。

※9 日常生活自立支援事業【にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう】

障害のある人や高齢者が福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分一人で判断することが難しく困っている場合に、安心して生活が送れるように支援をする事業。

※10 成年後見制度【せいねんこうけんせいど】

知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護（施設への入所・退所などの生活について配慮すること）に関することを後見人にさせることで、本人の利益を守る制度。

※11 生活福祉資金【せいかつふくしきん】

低所得者、障害者または高齢者に対し、経済的自立と生活・社会参加の促進を図り、安定した生活が営まれるよう、必要な指導援助とともに資金の貸し付けを行う制度。

※12 民生・児童委員【みんせい・じどういいん】

住民の立場に立ち、社会福祉の増進のため、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動をおこなうとともに、関係行政機関の業務等にも協力をしている人。民生委員として委嘱されると、児童福祉法によって児童委員も兼ねることとなる。

（２） 関連委員等の活動の充実

＜現状と課題＞

障害者の自立支援を手助けするため、さまざまな方に地域に根差した活動をしていただいております。平成 21 年度には、そういった活動をされている方に合同で、障害者の人権についての研修をおこなうなどしております。しかし、現状としては、そういった方の活動をあまりよく知らないという方もいます。今後、研修等を通じて問題点等を検証し、活動の充実や周知を図っていく必要があります。

＜施策等＞

- 身体障害者相談員・知的障害者相談員（※13）との連携を強化し、研修への積極的な参加を呼び掛けるなど相談員活動の充実を図ります。また、相談員活動の周知徹底に取り組めます。
- 民生・児童委員への研修の際に、障害者関係の内容を充実させるなど、障害のある方への理解、支援の充実などを呼びかけます。
- 人権擁護委員（※14）に、関連する研修等がある際には積極的に参加していただくなど、活動の充実を図ります。

※13 身体障害者相談員・知的障害者相談員【しんたいしょうがいしゃそうだんいん・ちてきしょうがいしゃそうだんいん】

地域の中で、障害者と同じ目線に立って相談に応じるなど、障害者福祉の増進に向けた活動をおこなっている人。原則として、身体障害者相談員は身体障害者の人、知的障害者相談員は知的障害者の保護者の方が委嘱されている。

※14 人権擁護委員【じんけんようごいいん】

地域の中で、人権思想を広め、人権侵害が起きないよう見守り、人権を擁護していくため、人権相談を受けるなどさまざまな取り組みをおこなっている人。

(3) 防災、緊急時の対応

<現状と課題>

高知県を中心に甚大な被害をあたえるであろう南海地震が今後数十年以内に起こることが予測されています。しかし、ニーズ調査では約 2/3 の障害者が南海地震等の災害時の避難手段を確保していないという結果がでています。そのような状況も踏まえ、災害や緊急時に障害者の安全を確保する体制を早急に整備することが重要となってきます。また、大規模災害の際に適切な対応などには、行政だけでは対応しきれない面がでてくるため、地域の消防団や自主防災組織等との連携を図っていく必要があります。

<施策等>

- 南国市で起きるさまざまな災害のハザードマップ（※15）を作成し、配布等してまいりました。今後も、そのような情報提供や啓発活動を推進し、市民の防災意識の向上を目指していきます。
- 平成20年度末の市内の自主防災組織は129組織で組織率は約80%となっていますが、中心部の比較的災害が少ない地域では組織ができていないところがあります。今後、全地域での組織化および、組織強化を支援していきます。
- 現在、随時組織単位で訓練やセミナーを行ったり、年4回ほど市全体でも訓練を行ったりしています。今後は、身体障害者など要援護者の避難等に関する訓練をさらに充実させ、一人では避難できない、又は避難手段を確保できていない障害者を地域で共に支え合う体制を築いていけるよう支援していきます。
- 災害時の支援体制を確立するため、「南国市災害ボランティアセンター」（災害時に一時的に立ち上げる、各地から来たボランティアの受付・誘導等を行う機関）体制づくりを進め、年1～2回研修会等を開催します。大規模災害時には「南国市災害ボランティアセンター」を迅速に立ち上げ、災害ボランティアの支援・指導をおこないます。
- 地域の消防団や自主防災組織に要援護者の情報を開示するためには、個人情報保護の問題があり、本人の同意が必要となります。今後、援護の必要性がある方の同意をいただき、要援護者台帳の整備を進め、地域の要援護者支援体制の整備に取り組んでいきます。

※15 ハザードマップ【はざーどまっぷ】

災害時の危険区域などを示したマップ。南国市では、南国市防災マップ（全戸配布）、地震・津波防災マップ（全戸配布）、物部川・国分川洪水ハザードマップ（全戸配布）、土砂災害ハザードマップ（指定地区に配布）などが作成されている。

基本項目② 雇用、就労の充実

(1) 雇用、就労の促進

<現状と課題>

障害者自立支援法の施行後、就労に向けての支援等により、一般就労につながるケースもありますが、障害者の雇用、就労については未だ十分な状況ではありません。ニーズ調査では、働きたいが就労条件が合わない、周りの人の理解が得られないなどの意見がありました。障害者の自立や社会参加にとって就労は重要な問題であることを認識し、就労条件に合う職場を確保する取り組みを官民一体となって進めることが課題といえます。

南国市の職員につきましては、平成 21 年度当初現在、障害者雇用率は 2.43%となっており、法定雇用率（※16）（2.1%）を充足しています。

<施策等>

- 南国市職員の障害者雇用体制の整備を進め、今後も法定雇用率以上の雇用を行えるように努めます。
- 障害者就業・生活支援センター（※17）、ハローワーク、障害者職業センター（※18）等と連携しながら、一般企業への雇用・就労を促進します。また、法定雇用率を達成するように働きかけます。
- 障害者にとっての就労の重要性を啓発し、また、障害の状況や精神的な不安などにもきめ細かく対応できるような相談体制を整備していきます。
- 在宅でできる仕事の情報提供を進めます（JA、個人など）。

*第2期南国市障害福祉計画における目標数値（抜粋）

- ・福祉施設から一般就労に移行する人数（目標数値）：4人以上（平成23年度）

※16 法定雇用率【ほうていこようりつ】

障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、雇用しなければならないとされている身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用率。

※17 障害者就業・生活支援センター【しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー】

仕事に就きたい障害者や仕事をしている障害者の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行う機関。

※18 障害者職業センター【しょうがいしゃしよくぎょうせんたー】

就職を希望する障害者に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談、職業準備支援事業等を実施し、障害者が職場に定着できるように支援を行う機関。

（２）福祉的就労の場の拡充

＜現状と課題＞

障害者が一般就労をする場合には、就労前の実習先を確保し、就労移行支援事業所（※19）を活用するという方法が重要になります。また、一般就労が難しい場合などには、就労継続支援A型事業所（※20）、B型事業所（※21）、授産施設（※22）、小規模作業施設（※23）などが必要になります。

現在、南国市内外のこれらの福祉就労事業所等を利用している方は約 100 名いますが、今後も、障害者が安心して働き、社会参加ができるように福祉的就労の場の拡充を図ることが必要です。

＜施策等＞

- 福祉就労事業所等の職場環境向上を支援するとともに、希望に合ったサービス利用が受けられるよう事業所等との連携を強化します。また、3 障害の受け入れをしてもらうよう働きかけます。
- 障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター「南国」、商工会等と連携し、就労前の実習先を確保します。
- 現在、冊子の印刷等を授産施設に注文するなど、仕事のあっせん等を進めています。今後も、市の仕事の注文を福祉就労事業所にあっせんできるよう取り組んでいきます。
- 市庁舎などで、随時、施設利用障害者の方などに物品（花など）の販売をしに来ていただいています。今後、商店街などでの良心市、土曜市、軽トラ市等での出品もできるよう働きかけます。
- ＊就労移行支援の利用者数（目標数値）：8 人（平成 23 年度）
 - ＊就労継続支援 A 型の利用者数（目標数値）：8 人（平成 23 年度）
 - ＊就労継続支援 B 型の利用者数（目標数値）：88 人（平成 23 年度）（＊それぞれ第 2 期南国市障害福祉計画より抜粋）
- 障害者が働ける場である小規模作業施設等の新たな設置を支援し、整備を進めます（1 か所）。

※19 就労移行支援事業所【しゅうろういこうしえんじぎょうしょ】

就労を希望する障害者が、生産活動等を通じて、就労に必要な知識や能力を身に付ける事業所。

※20 就労継続支援A型事業所【しゅうろうけいぞくしえんえーがたじぎょうしょ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、雇用契約に基づく就労の機会を提供する事業所。

※21 就労継続支援B型事業所【しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうしょ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、A型事業所以外の事業所。

※22 授産施設【じゅさんしせつ】

就職することが難しい障害者が、必要な支援を受けながら職業技術を身に付けるための施設。

※23 小規模作業施設【しょうきぼさぎょうしせつ】

就職することが難しい障害者が働く場、活動の場で、障害者自立支援法の指定事業所等にならない施設。

～基本目標４「地域でともに生きる」～

基本項目①文化、スポーツ活動の促進

（１）文化活動への参加促進

<現状と課題>

市で文化的なイベントをおこなう際には、可能な限り、障害がある方でも参加ができるような体制を整備しています。障害があってもうるおいのある文化的な生活を送ることができるように、多くの文化活動に参加する機会をつくっていくことが重要となります。

<施策等>

- 各種イベントなどあらゆる文化活動の際には、障害のある人もない人も同じように参加できる体制づくりに努めます。
- 各種イベント等のパンフレットや広報活動は誰もがわかりやすいものとなるように努めます。
- さまざまな文化活動を行っている団体等と協力をして、文化活動の振興を図ります。
- 文化活動等を行う施設のバリアフリーを進めます。

（２）スポーツ活動への参加促進

<現状と課題>

毎年、市立スポーツセンターで障害者卓球大会を行っています。また、高知県障害者スポーツ大会の際などには、出場者の支援を行っています。ニーズ調査での、「どのようなスポーツに参加したいですか？」の問いには、さまざまなスポーツをお答えいただきましたが、そのなかでもボウリングという意見が多くありました。そのような意見も踏まえ、障害者が健康的な生活をおくることができるように自由にスポーツに取り組めるための環境をつくっていく必要があります。

<施策等>

- 市立スポーツセンター等を活用して、参加者が交流を深め、健康維持に貢献できるようなスポーツ活動を考案・推進していきます。
- 県などが開催するスポーツ大会の際には、積極的に参加を呼び掛けるとともに、移動手段の確保等にも努めます。
- さまざまなスポーツ活動を行っている団体等と協力をして、障害者のスポーツ活動の振興を図ります。

(3) レクリエーションへの参加促進

<現状と課題>

保健福祉センター、南国市社会福祉協議会、地域活動支援センター「南国」などで、料理教室や遠足などのレクリエーションをおこなっています。ニーズ調査での、「どのようなレクリエーションに参加したいですか？」の問いには、映画鑑賞や旅行などに参加したいとの意見も多くありました。そのような意見も踏まえ、障害者と家族の方がレクリエーションに気軽に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。

<施策等>

- レクリエーションの参加者のニーズを把握し、新しい活動の考案や、活動充実を図っていきます。
- さまざまな活動を行っている支援団体等と協力をして、レクリエーション活動の促進に努めます。

基本項目②やさしい環境づくり

(1) やさしいまちづくりの促進

<現状と課題>

市で新しく歩道のある道をつくる際は、点字ブロックの設置や、段差解消等に取り組んでいます。また、市役所や小・中学校の障害者用トイレの設置・改築なども進めています。今後も、社会のノーマライゼーション化を目指し、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例（※24）」等の活用を図りながら、障害の有無に関わらず、安全かつ快適に日常生活を送れるまちづくりを進めていく必要があります。

<施策等>

- 障害者にやさしい道づくりを推進します。
- どのような方でも簡単に使えるトイレの普及を推進します。
- 既存の公共施設、公園等についてもバリアフリー対応となるように整備を進めていきます。

※24 高知県ひとにやさしいまちづくり条例【こうちけんひとにやさしいまちづくりじょうれい】

県、市町村、事業者及び県民を対象として、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備やその他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進することを定めた条例。